

## 要綱案の取りまとめに向けた検討(1)

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という。)による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

### 第1 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

#### 1 民事執行

##### (1) 売却決定期日及び配当期日

売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、売却決定期日及び配当期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議(又は電話会議)により手続を行うことを決定するに当たり、関係人の意見を聴くことを要件としないことにつき、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議においては、売却決定期日(民執法第69条)及び配当期日(同法第85条)の手続において電話会議の利用を認めることについては、これに賛成する意見と反対する意見とがあり、中間試案の第1の4(3)では、両案併記の形となった。そして、意見募集においても、電話会議の利用を認めることに賛成する意見と反対する意見があった。

また、これまでの会議では、売却決定期日及び配当期日の手続について、ウェブ会議等により手続を行うことを決定するに当たり、裁判所が、これらの期日に出頭することが想定される者(例えば、売却決定期日については民執規則第37条に列举されている者が、配当期日については民執法第85条第1項に規定されている債権者及び債務者が、それぞれ考えられる。)からその意見を聴くことを独立の要件として定めるべきかどうかについても議論があり、中間試案の第1の4(3)では、関係人の意見を聴くことを要件とする考え方が(注)として示された。

なお、中間試案の第1の4(3)の(前注)のとおり、売却決定期日及び配当期日を廃止す

べきとの考え方もあり、この点については、中間試案に対する意見募集の結果も踏まえて更に議論をすることとなるが、ここでは、これらの期日を維持することをひとまずの前提としている。

## 2 検討

### (1) 売却決定期日及び配当期日における電話会議の利用

売却決定期日及び配当期日におけるウェブ会議の利用を認めるとしても、それに加えて、関係人の手続参加の機会を保障し、利便性を向上する観点から、売却決定期日及び配当期日につき、裁判所が相当と認めることを要件として、電話会議による関係人の参加を認めることが問題となる。

これに対しては、これまでの会議では、裁判所が、売却決定期日において審尋を行うことが想定され（民執法第5条）、また、配当期日においても、債権者及び債務者を審尋することができるものとされている（民執法第85条第4項）ことに照らすと、これらの期日においては、映像を伴わない電話会議の利用は限定的であるべきであるとの意見もあった。

電話会議の利用に反対する意見は、簡易な証拠調べ手続としての審尋において電話会議の利用を認めると、音声には表われない関係人の様子や状況を裁判所や他の関係人から観察することができず、適切に証拠調べを行うことができなくなることを懸念するものであると思われる。

もっとも、関係人は、売却決定期日において、売却不許可事由に関して意見を陳述することができる（民執法第70条）などとされ、配当期日においても、配当表の作成後に配当異議の申出をすることができる（同法第89条）などとされており、上記の理由は、このような関係人の行為についてまで、電話会議により行うことを否定する理由にはならないものと思われる。また、民訴法でも、言い分を述べる通常の審尋では、相当と認めるときは、電話会議の利用が認められている（民訴法第87条の2第2項）

そして、当該期日一般について、相当と認めるときに、電話会議の利用を認めるとしても、当該期日において、簡易な証拠調べとしての審尋がされるケースにおける電話会議の利用については、民訴法と同様のルール（異議がないときに限り認める。民訴法第187条第3項、第4項）が別途適用されるとの整理をすれば足りると思われる。

その他、意見募集においては、関係人が多数に上る売却決定期日及び配当期日において電話会議の利用を認めることは、本人確認の事務負担や正確性などの問題が生じ得ることから、電話会議の利用を認めるべきではないとの意見もあった。このような意見については、本人確認の方法については、他の電話会議を利用する手続でも問題となる事柄であって、運用において適切に対応すべき問題であり、法律上、電話会議の利用を一律に否定する理由にはならないとの意見が考えられる。また、本人確認の事務負担等の事情は、電

話会議の利用を認めることが相当であるかの裁判所の判断において考慮されるべき事情であるとの意見も考えられる。

このように考えると、売却決定期日及び配当期日についても、電話会議を利用することができるものとするのが考えられる。

## (2) ウェブ会議・電話会議により手続を行うための必要的意見聴取の要否（注）

裁判所が、売却決定期日又は配当期日において関係人のウェブ会議等による手続への参加を認めるに当たり、全ての関係人からの意見聴取をしなければならないものとする、債権者等が多数に上る事案において、ウェブ会議等を利用することに支障を生ずることが想定される。

また、関係人からの意見聴取を必要的なものとするのは、関係人に、他の関係人のウェブ会議等による参加について否定的な意見を述べる機会を保障することとなるが、売却決定期日及び配当期日について、関係人のどのような法律上の利益を保護するために、このような機会を保障する必要があるのかが問題となる。この点については、これまでの部会において、他の関係人にそのような法律上の利益があるのか疑問であるとの意見も出されたところである。

そして、裁判所による関係人の意見聴取を必要的なものとしなくても、関係人において任意に裁判所に意見を述べるのが妨げられるものではないし、裁判所において、そのような関係人の意向を踏まえて、ウェブ会議等により手続を行うかを決定することは可能であると思われる。

以上を踏まえると、他の関係人のウェブ会議等による参加につき、否定的な意見を述べる法律上の利益が具体的に想定されないとして、法律上、関係人からの意見聴取を必要的なものとはしないことが考えられる。

## (2) 財産開示期日

### ア 申立人のウェブ会議・電話会議による参加

財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議を利用して、申立人が手続に関与することができるものとし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、財産開示期日においては、ウェブ会議及び電話会議によって、申立人を財産開示期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した申立人は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) 申立人のウェブ会議（又は電話会議）による手続参加を認めるに当たり、関係人（申立人及び債務者（開示義務者）の双方又は申立人のみ）の意見を聴くことを要

件としないことにつき、どのように考えるか。

## イ 債務者（開示義務者）のウェブ会議による陳述

財産開示期日においては、ウェブ会議を利用して、債務者（開示義務者）が財産について陳述をすることができるものとする事とし、その具体的な規律の内容を以下のとおりとすることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、財産開示期日において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、債務者から陳述を聴取することができる。
  - a 債務者の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、債務者が執行裁判所に出頭することが困難であると認める場合
  - b 事案の性質、債務者の年齢又は心身の状態、債務者と申立人本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合
  - c 申立人に異議がない場合
- ② ①の規律により債務者が陳述をした場合には、財産開示期日に出頭し、当該期日において陳述をしたものとみなす。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、財産開示期日の手続につき、申立人に電話会議の利用を認めるかどうかについて議論があり、中間試案の第1の4(4)アでは、申立人にウェブ会議及び電話会議の利用を認める案と、ウェブ会議の利用は認めるが、電話会議の利用は認めない案の、両案併記とされた。また、財産開示期日において申立人にウェブ会議等の利用を認めるに当たり、関係人（申立人や債務者（開示義務者。以下この(2)の説明において同じ。))の意見を聴くことを独立の要件として定めるか否かについても議論があり、中間試案の第1の4(4)アの(注)として、意見の聴取を必要的なものとする考え方が示された。

さらに、これまでの会議では、財産開示期日の手続につき、債務者がウェブ会議により陳述することを認めることについて、反対する意見はなかったものの、どのような要件の下でこれを認めるかについては、民事訴訟における証人尋問の規定（民訴法第204条）を参考に、裁判所が、本文イ①aからcのいずれかの場合であって、相当と認めることを要件とすべきであるとの意見が出された一方で、債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合にウェブ会議による陳述を認めることについて反対する意見があり、中間試案の第1の4

(4)イでは、本文及び(注)の記載がされた。

## 2 申立人のウェブ会議・電話会議による参加等

### (1) 申立人の電話会議による参加(本文ア)

申立人の利便性を向上する観点から、財産開示期日につき、申立人の電話会議による参加を認めることが考えられる。

また、財産開示期日は、債務者がその財産について陳述することを目的とするものであり、申立人が質問を受けて陳述をすること等を目的とするものではないから、申立人が財産開示期日に参加するに当たって、映像を伴うウェブ会議によらなければならないものとする理由はないようにも思われる。

なお、この点に関し、申立人は、財産開示期日において、債務者に対して質問を発することができるものとされている(民執法第199条第4項)ものの、申立人が質問を発するに当たっては、裁判所の許可を要するものとされているため、申立人に電話会議による参加を認めても、債務者に不当に不利益を与えるものではないとの意見もあった。

その他、意見募集においては、インターネットの回線の不良や通信障害等によりウェブ会議の利用が困難である場合も想定されることから、代替手段としての電話会議の利用も可能としておくべきであるとの意見もあった。

このような議論を踏まえると、財産開示期日において、申立人に電話会議による参加を認めることが考えられる。

### (2) 必要的意見聴取(ア(注))

申立人のウェブ会議等の利用を認める場合には、関係人からの意見聴取を必要的なものとするべきかどうか問題となる。この点については、特に、債務者からの意見聴取を必要的なものとするかどうか問題となり、債務者が、申立人がウェブ会議等を利用することにつき、意見を述べる法律上の利益を有するかどうかという観点から検討すべきものと考えられる。

この点については、(1)の議論と同様に、申立人がウェブ会議等によって参加することにつき、債務者に格別の不利益はなく、債務者が、これについて意見を述べる法律上の利益を有するものではないとの意見が考えられる。これまでの会議でも、債務者から意見を聴くことを必要的なものとする必要はないとの意見があった。

また、裁判所による債務者の意見聴取を必要的なものとしなくても、債務者において任意に裁判所に意見を述べるのが妨げられるものではないし、裁判所において、そのような債務者の意向を踏まえて、ウェブ会議等により手続を行うかを決定することは可能であると思われる。

そうすると、申立人がウェブ会議又は電話会議によって参加をすることを認めるに当たって、債務者から意見を聴くことを必要的なものとするまでの必要はなく、債務者から

の意見聴取につき、法律上は、特段の規律を設けないものとするのが考えられる。

なお、中間試案では、申立人からの意見聴取についても言及していたが、申立人が希望しないにもかかわらず、申立人がウェブ会議又は電話会議によって参加することを裁判所が決定することは想定し難く、特段、その意見聴取の規定を法律上設ける必要は乏しいと思われる。

### 3 債務者のウェブ会議による陳述等（本文イ）

これまでの会議では、申立てをした債権者から、債務者に裁判所に出頭してもらい、裁判官の面前で陳述をしてほしいとの要望がある場合があり、また、債務者に期日に出頭してもらうことで、期日外で和解が成立するケースもあり得ることから、債務者にウェブ会議による陳述を認める場合は、限定すべきであるとの意見があった。そのため、①a～cのいずれかの事由があり、裁判所が相当と認める場合に限り、債務者のウェブ会議による陳述を認めることとすることが考えられる。

ところで、債務者は、既に債務名義が存在し、強制執行を受けるべき立場にある者であるし、財産開示期日の性質上、当該期日において陳述する債務者には一定の精神的緊張が伴うことは避けられないものであり、「債務者が執行裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合」（イ①b）であっても、ウェブ会議による陳述を認めるべきではないとの意見もあった。

もっとも、この点については、同様の要件を定める民訴法では、例えば、証人が当事者本人又はその法定代理人が行った犯罪により被害を被った者である場合等が想定されており、当該要件は単に精神的緊張を伴うことのみで充足されるものではなく、当該要件を設けても、債務者のウェブ会議による陳述が不当に広く認められることにはならないとの指摘が考えられる。また、これまでの会議では、個人間の金銭消費貸借契約の事案や元夫婦間の事案において、債務者に危害が加えられるおそれがある場合があり、このような場合についても、債務者のウェブ会議による陳述を認める実際上の必要があるとの意見もあり、意見募集においても、専らDVの事案を想定し、このような場合に現実の出頭を強制することは相当ではなく、債務者のウェブ会議による陳述を認めるべきであるとの意見があった。

そのため、債務者が裁判所及び申立人が在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合（イ①b）についても、債務者のウェブ会議による陳述を認めることが考えられる（この点については、前記のとおり、債務者が単なる精神的緊張を有するにすぎない場合にウェブ会議の利用が認められることを懸念する意見があるが、適切な解釈及び運用により対応することが可能であると思われる。）。

（後注） 入札期日や開札期日、競り売り期日といった民執規則上の期日についても、ウ

ウェブ会議や電話会議による手続を認めることにつき、どのように考えるか。

(説明)

これまでの会議では、入札期日（民執規則第35条第1項）、開札期日（同規則第46条第1項）、競り売り期日（同規則第50条第1項）などの民執規則に規定された期日についても、ウェブ会議や電話会議による手続を認めることについて議論があり、中間試案では、（後注）として、これらの期日につき、ウェブ会議や電話会議による手続を認めるとの考え方が示された。意見募集においても、これらの期日につき、ウェブ会議等による手続を認めることに慎重な意見もあったが、ウェブ会議や電話会議による手続を認めることに賛成の意見も寄せられている。

ただし、これまでの会議では、動産執行における競り売りの期日につき、動産競売を迅速に処理するため、原則として、直ちに代金を支払わなければならないものとされている（民執規則第118条第1項）ところ、ウェブ会議等の利用を認めると、代金の支払が困難となるおそれがあるとの指摘があった。また、動産の競り売りは動産を目の前にして実施することが想定されており、ウェブ会議等による実施になじむものであるかどうかにつき検討を要するとの指摘もあった。

他方で、開札期日については、入札をした者を立ち合わせなければならないものとされており（民執規則第41条第2項、第49条）、開札が終わったときは、次順位買受けの申出（民執法第67条第3項）をすることができる入札人は、開札期日の終了までに、次順位買受けの申出をすることができるものとされており（民執規則第41条第3項、第49条）、これまでの会議でも、入札人は、ウェブ会議により開札期日に参加することができるものとするとも考えられるとの指摘があった。

## 2 民事保全

### (1) 仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日

仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日の手続につき、ウェブ会議及び電話会議の利用に関する特段の規律は設けないものとし、一般の審尋の期日と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、仮の地位を定める仮処分命令における債務者が立ち会うことができる審尋の期日（民保法第23条第4項）について、ウェブ会議の利用を認めることについ

ては反対の意見はなかったものの、電話会議の利用を認めることについては、これに賛成する意見と反対する意見とがあり、中間試案の第2の4(3)においては、両案併記の形となった。そして、中間試案に対する意見募集においても、電話会議の利用を認めるべきであるとの意見がある一方で、これを認めるべきではないとの意見もあった。

## 2 検討

これまでの会議では、仮の地位を定める仮処分命令につき、暫定的にはあれ、権利関係を実現させる効果を生じさせることから、仮の地位を定める仮処分命令における審尋の期日については、電話会議の利用は認めるべきではないとの意見があった。また、意見募集においても、仮の地位を定める仮処分命令の審尋の期日は、他の審尋の期日より重要性が高いことから、原則として電話会議の利用を認めるべきではなく、電話会議の利用が認められるのは、やむを得ない場合に限るべきであるなどの意見があった。

これに対し、これまでの会議では、仮の地位を定める仮処分命令の審理において、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければならないものとされている（民保法第23条第4項）のは、債務者の陳述の機会を保障するためであるから、債務者が期日に出頭し、又はウェブ会議により期日に参加することができない場合であっても、できる限り陳述の機会を保障することが望ましく、電話会議の利用も認めるべきであるとの意見があった。

改めて検討をすると、電話会議の利用を認めないものとする意見は、仮の地位を定める仮処分命令が、実質的には民事訴訟の本案判決に準ずる重大な影響を及ぼし得るものであることから、債務者審尋の期日につき、口頭弁論に準ずる扱いを求め、電話会議の利用に反対するものであると思われる。もっとも、このような考え方については、民保法第23条第4項が、仮の地位を定める仮処分命令の審理につき、口頭弁論の実施を必要的なものとはしておらず、審尋の期日を経ることで足りるものとしていることとの整合性が問題になると思われる。

さらに、現実的な問題として、仮の地位を定める仮処分命令は、保全処分であり、その発令については迅速性が要求される場所、期日には現実に出席することができず、ウェブ会議による意見陳述はすることはできないが、電話会議によれば意見を述べるのできる債務者がいる場合に、電話会議を認めないとして、どのような処理となるのか（期日が続行すれば、発令が遅れ、他方で、続行をしないと、口頭での意見陳述の機会が失われる）も問題となる。

なお、仮に、民保法第23条第4項の債務者審尋の期日につき、中間試案における甲案のような特段の規律を設けなくても、債務者の審尋が証拠調べとしての性質を有する場合には、民事訴訟における当事者の審尋に関する規定（民訴法第187条第4項参照）が準用され、当事者双方の異議がない場合に限り、電話会議の利用を認めるものとするのが考



えられ、電話会議の利用を認めることにより、当事者の手続保障が損なわれることにはならないものと思われる。

このように考えると、仮の地位を定める仮処分命令の審尋の期日についても、民事訴訟の審尋の期日と同様に、電話会議の利用を認めることが考えられる。

## (2) 保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日

**保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋の期日の手続につき、ウェブ会議及び電話会議の利用に関する特段の規律は設けないものとし、一般の審尋の期日と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。**

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日に電話会議の利用を認めることにつき、賛成の意見と反対の意見とがあり、中間試案の第2の4(4)では両案併記の形となった。そして、中間試案に対する意見募集では、電話会議の利用を認めることに賛成する意見がある一方で、これに慎重な意見も寄せられた。

### 2 検討

保全異議、保全取消し及び保全抗告（以下「保全異議等」という。）の決定については、口頭弁論又は双方が立ち会うことができる審尋期日を経なければすることができないものとされているところ（民保法第29条、第40条第1項及び第41条第4項）、これまでの会議では、これらの審尋の期日には、当事者双方に立会権があること等の理由から、ウェブ会議の利用は認めるが、電話会議の利用は認めるべきではないとの意見があった。また、意見募集においても、保全異議等の手続において電話会議の利用を認めなければならない場合は考えにくいとの意見や、保全異議等において手続保障の要請が大きいことを指摘する意見があり、電話会議の利用に反対する意見があった。

他方で、これまでの会議では、民事訴訟においても、審尋の期日に電話会議の利用が認められており（民訴法第87条の2第2項）、保全異議等の審尋の期日においてのみ電話会議の利用を認めないものとするのは相当でないとの意見もあり、意見募集においても、電話会議の利用を認めることに賛成する意見があった。

この点については、仮の地位を定める仮処分命令における議論と同様に、民保法が、保全異議等の審理において、口頭弁論の実施を必要なものとはしていないことから、その審尋の期日において電話会議の利用を否定すべきではないとの指摘が考えられる。また、保全異議等の審尋の期日は、当事者双方の立会いが認められているものの、そのことのみを理由に、民事訴訟の審尋の期日において利用が認められている電話会議につき、その利用を一律

に否定することはできないものとも思われる。

これらの意見を踏まえると、保全異議等の審尋の期日においても、特段の規律を設けず、民事訴訟の審尋の期日と同様に、電話会議の利用を認めることが考えられる。

なお、意見募集においては、民事保全の手続の迅速性から、電話会議の利用を認めた上で、証拠調べとしての性質を有する審尋では、原則としてウェブ会議を利用し、当事者双方の異議がないときのみ電話会議を利用することができることとすれば足りるとの意見もあった。

仮に、保全異議等の審尋の期日につき、中間試案における甲案のような特段の規律を設けないとしても、当事者の審尋が証拠調べとしての性質を有する場合については、民事訴訟における当事者の審尋の規定（民訴法第187条第4項参照）が準用されるので、当事者双方の異議がない場合に限り、電話会議の利用が認められるものと考えられる。その意味でも、上記のとおり、電話会議の利用を認めることにより、当事者の手続保障が損なわれることにはならないものと思われる。

### 3 家事事件

#### (1) 当事者が立会権を有する審問期日

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

※ これまでも、人事訴訟の議論の中で、家事事件の審問期日に関する指摘がされることがしばしばあったため、今回の部会資料では、家事事件の期日について、先に取り上げている。人事訴訟の期日については、後記の4を参照。

#### 1 これまでの部会の議論等

現行の家事法では、当事者双方が現実に出頭していない場合であっても、ウェブ会議又は電話会議を用いて家事事件の手続における期日の手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとされている（家事法第54条及び第258条第1項）。そして、遺産分割の審判事件など別表第2に掲げる事項についての家事審判の手続や、別表第1に掲げる事項の中でも推定相続人廃除の審判事件の手続において、審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者はこれに立ち会うことができるとされている（家事法第69条及び第188条第4項）。

これまでの会議では、このような当事者の陳述を聴く審問の期日につき、現行の家事法の規律を改め、ウェブ会議の利用は認めるが、電話会議の利用を認めないこととすべきである

との意見があり、中間試案の第9の4(1)イでは、現行法の規律を維持し、電話会議の利用を認める甲案と、現行法の規律を改め、電話会議の利用を認めない乙案とが併記され、更に、乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の利用を認める考え方として(注)の記載がされた。

意見募集では、この点について様々な意見が寄せられた。

## 2 検討

当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をする審問の期日についても、電話会議による手続の参加を認めることが便宜であるし、ウェブ会議に十分対応できる環境を備えていない当事者もいることが想定されることを踏まえると、ウェブ会議に加え、電話会議の利用を認める必要があるとの意見には相応の理由があるように思われる。意見募集においては、電話会議につき、ウェブ会議よりも更に時間、場所を選ばないという利点があり、迅速な手続進行に資することを挙げ、電話会議の利用を認める必要性を指摘するものもあった。また、これまでの会議では、現行の家事法の規律による支障は指摘されておらず、これを変更するだけの理由がないとの意見があった。

当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をする審問の期日につき、電話会議の利用を認めるべきではないとの考え方は、当事者が当該審問の期日の立会権を有することや、裁判官が当事者の陳述を聴取することにより心証をとることがあり得ることを前提に、当事者からの陳述の聴取が証拠調べに近い機能を有することなどを理由とするものであると思われる。

もっとも、当事者の陳述を聴く審問の期日は、審問の期日といっても、民事訴訟における弁論準備手続と同様に、単に言い分のみを確認するものもある。また、当事者の立会権を認める家事法第69条本文は、裁判所が当事者の陳述を聴取する場合に、他方当事者に立会いの機会を認め、裁判所の認定資料を収集する場面における公平公正を担保し、不意打ちを防止するための規定であると解されるが、このような趣旨との関係で、当事者の電話会議による陳述を否定する理由はないとの指摘も考えられる。そもそも、事実の調査を行う審問期日では、法令上、当事者に反対尋問の権利が認められておらず、家事事件において、(電話会議の利用が認められていない) 厳格な証拠調べの実施を求める当事者は、当事者尋問の申出をすることで対応することができることも考えられる(家事法第56条第1項)。

また、これまでの会議では、民事訴訟における参考人等の審尋(民訴法第187条)と同様に、当事者双方に異議がないケースでは、電話会議を認める折衷的な案も考えられるとの指摘もあった。この考え方については、一方当事者から電話会議の利用に異議があった場合に、ウェブ会議に対応することが困難な当事者が出頭せざるを得なくなり、その利便性が損なわれるのではないかといった意見や、反対尋問の権利が認められていない他方当事者に、電話会議の利用に異議を述べる権利を認めることは相当ではないとの意見が考えられる。

以上を踏まえると、現行の家事法の規律を改め、当事者の陳述を聴く審問の期日において電話会議の利用を認めないものとするためには、このような改正を必要とする更なる理由が必要であると思われ、そのような理由がない場合には、現行の規律を維持することになるものと思われる。

## (2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に家事審判の手續の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、家事審判事件の手續の期日に参与員の電話会議による立会いを認めるかどうかについて議論があり、中間試案の第9の4(2)の本文では、ウェブ会議及び電話会議の利用を認めることが提案され、(注)では、ウェブ会議の利用は認めるものの、電話会議の利用を認めない考え方が示された。

意見募集では、この点について様々な意見があった。

### 2 検討

家事審判事件では、家庭裁判所は、原則として、参与員の意見を聴いて、審判をするものとされている(家事法第40条第1項本文)ところ、参与員の期日への立会いは必要的なものではなく、家庭裁判所は、参与員を期日に立ち合わせた上で意見を聴くか、参与員を期日に立ち合わせずに意見を聴くかを選択することができるものとされている(同条第2項)。

そして、参与員が裁判官に意見を述べるに際しては、期日に参加することが望ましいケースがあり、そのようなニーズに応じるには、参与員につき、期日に参加する方法を広く認めることが相当であるとの指摘が考えられる。そして、このような考え方からは、参与員につき、ウェブ会議のみならず、電話会議による立会いを認めるべきであるとの指摘が考えられる。また、電話会議には、ウェブ会議よりも時間、場所を選ばないという利点があり、その利用を認めることが迅速な手續進行に資することを指摘する意見も考えられる。

これに対し、これまでの会議では、参与員の期日への立会いは、当事者の様子を観察することに意義があること、期日において参与員の顔が見えることによって当事者に対する説得力が高まることなどの理由から、電話会議の利用を認めるべきではないとの意見があり、意見募集においても、参与員が事件を総合的に理解するため、原則として、参与員の電話会議の利用は認めるべきではないとの意見もあった。

もっとも、これらの考え方は、上記のとおり、参与員を期日に立ち合わせることが必要的とはされていないこととの関係で、整合的であるかという問題がある。また、参与員が電話会議により期日に立ち会った場合には、期日に立ち会わない場合と比べると、参与員の得られる情報は多くなり、当事者に対する説得力が高まることもあり得るものと考えられる。

このように考えると、法律上は、参与員を電話会議により立ち合わせることが認め、事案に応じた適切な運用で対応するというものも考えられるものと思われる。

### (3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議又は電話会議によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手續の期日に立ち合わせることができるものとする。当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

(注) ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

(説明)

#### 1 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加

##### (1) 中間試案

これまでの会議では、家事審判の手續の期日につき、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に電話会議による立会いを認めるかどうかについて議論があり、中間試案の第9の4(3)の本文では、電話会議により手續に関与することを認めることが提案され、(注1)では、ウェブ会議による立会いは認めるものの、電話会議による立会いは認めない考え方が示された。

##### (2) 検討

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、家事審判の手續の期日に家庭裁判所調査官を立ち合わせることができる（家事法第59条第1項）が、これは、家庭裁判所調査官において、事件の問題点を把握することを可能とし、事実の調査を行い、また、期日外で行った事実調査の結果を当事者等に説明することなどを目的とするものであるとされている。そして、家庭裁判所調査官は、期日に立ち会った上で、意見を述べることができる（家

事法第59条第2項)ものの、家庭裁判所調査官が期日に出席した当事者の前で意見を述べるのか、当事者を退席させて意見を述べるのか、あるいは、期日後に意見を述べるのかは、家庭裁判所の裁量に委ねられるものとされている。

また、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官についても、家事審判の手続の期日に関与させることができるものとされている(家事法第60条)が、これは、裁判所技官が期日における当事者等の様子を観察し、また、家庭裁判所が、手続の進行上必要な助言を得ることなどを目的として行われるものであるとされている。

これまでの会議では、これらの者につき、期日に関与する方法を広く認めるとの観点から、必要に応じて、ウェブ会議や電話会議、現実の立会いなどの方法を選択できるようにすることが望ましく、電話会議による立会いを認めることに賛成する意見があった。

他方で、これまでの会議では、これらの者の期日の立会いは、期日において当事者の様子を観察し、これを踏まえて意見を形成することに意義があり、また、期日における意見聴取等については、これらの者の顔が見える方法によって行うことが当事者に対する説得力の点から重要であること等の理由から、電話会議の利用は認めるべきではなく、ウェブ会議の利用を原則とすべきであるとの意見があった。もっとも、このような考え方については、例えば、家庭裁判所調査官や裁判所技官は、無方式の事実の調査をすることができ、期日以外でも、特に方法に制約はなく、当事者等の事情等を聴くことができる(電話による事情の聴取も当然に許されると解される)こととの整合性等が問題になると思われる。

このように考えると、家庭裁判所が、家庭裁判所調査官や裁判所技官を期日に立ち合わせる場合に限って、電話会議の利用を認めないこととする十分な理由があるのか問題となり、法律上は電話会議の利用を認めるものとし、事案に応じた適切な運用で対応するということも考えられるものと思われる。

## 2 調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取(注)

これまでの会議では、調停委員会が、調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取する(家事法第264条)に当たってウェブ会議及び電話会議を利用することにつき、これに賛成する意見があり、意見募集においても、同様に賛成する意見があった。そこで、調停委員会を組織しない調停委員からの意見聴取につき、ウェブ会議及び電話会議を利用してすることができるものとするのが考えられる。

なお、現行の家事法でも、調停委員会を組織していない家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べることとされているが(家事法第264条第3項)、期日においてすることが必要とはされておらず、意見を述べる方法に特段の制約はないので、ウェブ会議及び電話会議の利用についても、特段の規定がなくとも認められるとの整理が考えられる。

## 4 人事訴訟

### (1) 当事者の陳述を聴く審問期日

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとするることについて、どのように考えるか。

(説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、人訴法第33条第4項の審問の期日(事実の調査として当事者の陳述を聴くための審問の期日)につき、ウェブ会議の利用を認めることについて反対する意見はなかったものの、電話会議の利用を認めるかどうかについては議論があり、中間試案の第8の4(1)では、これに賛成する考え方と反対する考え方の両案併記とされた。

#### 2 検討

人事訴訟では、附帯処分等に関し、裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができるものとされている(人訴法第33条第4項)。

これまでの会議では、このような審問期日についても、ウェブ会議に対応することが困難な当事者の利便性を確保する観点から、電話会議の利用を認める必要があるとの意見があった。

これに対し、当事者の陳述を聴くための審問の期日については、他の当事者に立会権があることや、ここでの審問期日は、附帯処分等の裁判に当たって、裁判所が(証拠調べによらない方法で)心証をとる必要がある場合になされるものであり、証拠調べに近い機能を有しているのであるから、ウェブ会議の利用は認めるとしても、電話会議の利用を認めることは相当とはいえないとの意見があった。

もっとも、このような意見については、人訴法は、附帯処分等につき、厳格な証拠調べとは別に、柔軟な運用を図るために、自由な証明による資料収集方法としての事実の調査を認めているのであり、事実の調査としての審問期日の実施方法に証拠調べのような厳格な要件を課す理由はないとの指摘が考えられる。また、当事者の陳述を聴取する審問期日に他の当事者の立会権が認められたのは、当該審問期日が、実質的には訴訟における口頭弁論に類似することから、対審的手続によって他の当事者に立会権を保障し、これを前提とした反論を可能とする必要があると考えられたからであると解され、そのことが、電話会議による実施を認めない理由になるものではないと考えることもできる。

また、これまでの会議においては、民事訴訟における参考人等の審尋（民訴法第187条）と同様に、当事者双方に異議がないケースでは、電話会議を認める折衷的な案も考えられるとの指摘もあった。この考え方については、一方当事者から電話会議の利用に異議があった場合に、ウェブ会議に対応することが困難な当事者が出頭せざるを得なくなり、その利便性が損なわれるのではないかといった意見があった。

その他、これまでの会議では、家事事件手続において、当事者の陳述を聴くための審問期日に電話会議の利用が認められていること（家事法第54条及び第69条）との関係で、人事訴訟の審問期日でこれと異なる規律とする理由はないのとの意見があった。

これらの意見を踏まえると、家事事件の手続の期日と同様に、人事訴訟の審問期日においても、法律上は電話会議の利用を認めるものとし、事案に応じた適切な運用で対応するということも考えられるものと思われる。

## (2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議又は電話会議によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとするについて、どのように考えるか。

### (説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

これまでの会議では、家庭裁判所が参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせるにつぎ、電話会議の利用を認めるかどうかについて議論があり、本文では、ウェブ会議及び電話会議の利用を認める案が提案され、(注)では、電話会議の利用を認めない考え方が示された。この点につき、意見募集では様々な意見が出された。

#### 2 検討

家庭裁判所は、参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができるとされており（人訴法第9条第1項）、参与員が意見を述べるためには、審理又は和解の期日に立ち会うことが必要であるとされている（参与員を立ち合わせて事件につきその意見を聴くかどうかは、裁判所の判断になる。）。

これまでの会議では、前記の家事事件における参与員の立会い（本部会資料の第1・3(2)）に関する議論と同様に、参与員の審理等への立会いに電話会議の利用を認めることに賛成する意見が少なくなかったが、反対する意見もあった。

参与員が意見を述べることは、国民一般の意見を裁判に生かすことにつながると解され



るが、そのような制度の活用の観点からは、参与員につき、期日に参加する方法を広く認めることが相当であるとの指摘が考えられ、このような考え方からは、参与員につき、ウェブ会議のみならず、電話会議による立会いを認め、事案に応じた適切な運用で対応するということも考えられるものと思われる。

## 第2 和解調書等の送達又は送付

### 1 非訟事件（和解調書）

和解を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする  
ことについて、どのように考えるか。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

現行の非訟法には、和解を記載した調書については、職権で送達する旨の規定はなく、当事者からの申請を待って送達することとされている。他方で、令和4年改正法により、民訴法では、和解調書を職権によって送達するとされている（民訴法第267条第2項）。

そして、中間試案の第5の5では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、非訟法における和解を記載した調書の送達又は送付につき、甲案と乙案とが併記された。甲案は、民訴法の改正を踏まえ、和解調書は当事者に送達しなければならないものとするものであり、乙案は、和解調書は当事者に送達又は送付しなければならないものとし、送達又は送付のいずれの方法をとるかどうかは、非訟事件における終局決定の告知と同様に、裁判所の判断に委ねるものである（なお、裁判所の判断と言っても、部会では、当事者に希望がある場合にはそれを考慮して、判断すべき（例えば、和解調書に基づき強制執行をするためには、和解調書が送達されていることが必要となるが、強制執行のために当事者が送達を希望するケースでは、その希望を踏まえて判断すべき）との指摘があった。）。

また、中間試案に対する意見募集においては、民訴法と同様に和解調書を送達すべきであるとして甲案に賛成する意見、和解調書が債務名義とならない場合にまでその送達を義務付ける必要がないとして乙案に賛成する意見など（例えば、原則として送達するものとするべきであるが、和解の内容として給付条項が設けられていない場合には送付で足りるとする意見もあった。）が出されている。

## 2 検討

令和4年改正法により、民訴法において和解調書を職権によって送達するとされたのは、和解が訴訟終了効を有するものであるところ、同様に訴訟終了効を有する判決は送達されていること、また、債務名義となる和解調書は強制執行をするために送達が必要であることを考慮したものである。

他方で、非訟事件では、(民事訴訟における判決に相当する)終局決定であっても、相当と認める方法で告知をすれば足りることとされており、決定書(の正本等)を送付する方法によって告知することでも足りるとされている。そうすると、仮に、非訟事件の終局決定については送達を法律上要求しないにもかかわらず、非訟事件における和解調書のみ送達を法律上要求することは、明らかに制度のバランスを欠くように思われるし、民訴法とはその前提を異にするので、民訴法と同様に送達を要求することはできないと思われる。

以上を踏まえると、和解を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとし、送達を法律上要求することとはしないとするのが考えられる。

なお、送達の方法をとるかどうかを法律上要求しない(裁判所の判断に委ねる)としても、非訟事件の和解調書が債務名義となる場合には、強制執行をするためには債務者への送達が必要となるのであるし、和解に際して、当事者は送達を希望するかどうかの意見を述べるができることと解され、裁判所において、和解調書の送達を望む当事者の意向があれば、その意向に沿って送達をし、その意向に反してあえて、送達をせずに、和解調書を送付するといった取扱いはしないと思われる。

## 2 民事調停(調停調書)

**調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする**ことについて、どのように考えるか。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付することを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

民調法には、調停における合意を記載した調書については、職権で送達する旨の規定はなく、当事者からの申請を待って送達することとされている。

そして、中間試案の第6の5では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、調停における合意を記載した調書の送達又は送付につき、甲案と乙案が併記された。甲案と乙案の

内容は、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点と同様、甲案は調書は当事者に送達しなければならないものとするものであり、乙案は調書は当事者に送達又は送付しなければならないものとするものである。

また、中間試案に対する意見募集においては、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点と同様の観点から、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見が出されている。

## 2 検討

民事調停の手続では、(民事訴訟における判決に相当する)終局決定(例えば、調停に代わる決定)であっても、相当と認める方法で告知をすれば足りることとされており、決定書を送付する方法によって告知することでも足りる。そうすると、仮に、民事調停の終局決定については送達を法律上要求しないにもかかわらず、調停調書のみ送達を法律上要求することは、明らかに制度のバランスを欠くように思われるし、民訴法とはその前提を異にするので、民訴法と同様に送達を要求することはできないと思われる。

以上を踏まえると、調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとし、送達を法律上要求することとはしないとするのが考えられる(ただし、当事者が送達を希望する場合には、実際には、送達の方法がとられると解されることは、非訟事件での検討のとおりである。)

## 3 家事事件(調停調書)

**調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする**ことについて、どのように考えるか。

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

現行の家事法には、成立した調停調書を当事者に送達や送付しなければならないとの規定はなく、調停調書を債務名義として強制執行をする場合(民執法第29条)など送達が必要な場合は、実務上、当事者の送達申請によって送達することとされている。

中間試案の第9の6では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、調停における合意を記載した調書の送達又は送付につき、甲案と乙案が併記された。甲案と乙案の内容は、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点と同様、甲案は調書は当事者に送達し

なければならないものとするものであり、乙案は調書は当事者に送達又は送付しなければならないものとするものである。

また、中間試案に対する意見募集においては、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点と同様の観点から、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見が出されている。

## 2 検討

家事事件の手続一般においては、民事訴訟における判決とは異なり、審判書についても必要的に送達するものとはされていない（家事法第74条等）。家事調停事件における調停に代わる審判についても、異ならない。仮に、家事事件の審判書については送達を法律上要求しないにもかかわらず、調停調書のみ送達を法律上要求することは、明らかに制度のバランスを欠くように思われるし、民訴法とはその前提を異にするので、民訴法と同様に送達を要求することはできないと思われる。

以上を踏まえると、調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとし、送達を法律上要求することとはしないとすることが考えられる（ただし、当事者が送達を希望する場合には、実際には、送達の方法がとられると解されることは、非訟事件での検討のとおりである。）。

## 4 労働審判

### (1) 調停における合意を記載した調書

**調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとするについて、どのように考えるか。**

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

#### 1 これまでの部会における議論等

中間試案の第7の5(1)では、民事調停の手続と同様の理由から、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、調停における合意を記載した調書の送達又は送付につき、甲案と乙案が併記された。甲案と乙案の内容は、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点などと同様、甲案は調書は当事者に送達しなければならないものとするものであり、乙案は調書は当事者に送達又は送付しなければならないものとするものである。

なお、部会では、郵便費用を申立ての手数料に組み込み一本化するに当たっては、労働審

判手続の実情として、労働者が申立人側に立つことがほとんどであることも踏まえ、本文の甲案、乙案のいずれによる場合であっても、申立人の経済的負担が現状より増えることがないようにする必要がある（本文4(2)の審判書に代わる調書の送達又は送付についても同様）との意見があった。

また、中間試案に対する意見募集においては、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見が出されている。甲案に賛成する意見の中には、民事訴訟手続における和解調書と同様に送達すべきとの意見のほか、労働審判事件における調停調書が債務名義とならないものは考え難く、あらかじめ調停調書を送達しておく必要性が典型的に存在するとの意見があった。他方で、乙案に賛成する意見の中には、調停において合意が成立したのに強制執行しなければならない場合は、実務上もまれであるとの意見があった。

## 2 検討

労働審判手続においては、審判書は当事者に送達しなければならないもの（労審法第20条第4項）とされており、これを参考に、労働審判における調停についても、調書を送達しなければならないとすることも考えられる。他方で、民事調停については、調書は送付すれば足りるとすることが考えられ、仮に、その場合に、どちらに揃えるのが問題となる。

そこで、改めて検討をすると、そもそも、労働審判の審判書が当事者に送達しなければならないとされているのは、理由の要旨が記載された審判書を送達することによって、当事者に対して審判を受諾するか異議申立てをするかを判断する機会を与えることが適当であると考えられたためであるが、このような理由が、調停調書に当てはまらないのは、明らかであると思われる。

そうすると、民事調停における合意を記載した調書と同様に、調停における合意を記載した調書は、当事者に送付しなければならないものとする考えられる（ただし、当事者が送達を希望する場合には、実際には、送達の方法がとられると解されることは、非訟事件での検討のとおりである。）。

### (2) 審判書に代わる調書

**審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとする  
ことについて、どのように考えるか。**

(注1) 本文の考えは、裁判所の判断において、送達の方法により送付をすることを許容するものである。

(注2) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

## 1 これまでの部会における議論等

労働審判では、労働審判委員会は、相当と認めるときは、審判書の作成に代えて、全ての当事者が出頭する期日において、労働審判の主文等を口頭で告知する方法で、審判をすることができ、審判の効力はその告知の時から生ずる（不服申立ての起算点もこの告知の時である。労審法第20条第6項及び第21条第1項）。また、この方法により労働審判が行われたときは、審判書に代わる調書が作成される。

労審法には、審判書について当事者に送達しなければならないとの規定はある（同法第20条第4項）が、審判書に代わる調書について当事者に送達しなければならないとの規定はなく、その送達は、当事者の送達申請によってされている。

中間試案の第7の5(2)では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、審判書に代わる調書の送達又は送付につき、甲案と乙案が併記された。甲案と乙案の内容は、非訟事件における和解調書の送達又は送付の論点と同様、甲案は調書は当事者に送達しなければならないものとするものであり、乙案は調書は当事者に送達又は送付しなければならないものとするものである。

また、中間試案に対する意見募集においては、甲案に賛成する意見と乙案に賛成する意見が出されている。甲案に賛成する意見の中には、民事訴訟手続における和解調書と同様に送達すべきとの意見や、審判書に代わる調書が債務名義とならないものは考え難く、あらかじめ調書を送達しておく必要性が典型的に存在するとの意見があった。他方で、乙案に賛成する意見の中には、審判書の作成に代えて口頭で告知する方法による労働審判がされた場合、告知の時点で効力が生じる以上、必ずしも調書の送達は必要ではないとの意見や、審判書に代わる調書が作成される場合でも任意の支払が予想される場合もあり、審判書に代わる調書に基づいて強制執行しなければならない場合は実務上もまれであって、送達が必要な場合には別途申請をすれば足りるとの意見があった。

## 2 検討

労審法が準用する非訟法においては、（民事訴訟における判決に相当する）終局決定であっても、必ず送達をしなければならないものではなく、送付によっても足りるとされている。他方で、労働審判手続では、（民事訴訟における判決書に相当する）審判書を当事者に送達しなければならないとされている（労審法第20条第4項）。

そのため、仮に、審判書に代わる調書を送ることとしても、どちらに揃えるのが問題となるが、そもそも、労働審判の審判書が当事者に送達しなければならないとされているのは、理由の要旨が記載された審判書を送達することによって、当事者に対して審判を受諾するか異議申立てをするかを判断する機会を与えることが適当であると考えられたためである一方、口頭で告知する方法による労働審判は、すべての当事者が出頭する期日において行

われ、当事者は、その場で労働審判の主文及び理由の要旨を知り、異議申立てをするかを判断する機会が与えられるのであるから、審判書の送達が求められる理由は、審判書に代わる調書の送達には直ちに当てはまらないと思われる（なお、審判書に代わる調書が作成される審判の不服申立ての起算点は告知時である。）。

以上を踏まえると、審判書に代わる調書は、当事者に送付しなければならないものとすることが考えられる（ただし、当事者が送達を希望する場合には、実際には、送達の方法がとられると解されることは、非訟事件での検討のとおりである。）。

## 5 民事保全（和解調書）

民事保全の手続について、民訴法第267条第2項を準用し、和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(注) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

現行の民保法下においては、和解を記載した調書については、職権で送達する旨の規定はなく、当事者からの申請を待って送達することとされている。

中間試案の第2の7の(注5)では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、民事保全の手続における和解調書につき、当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとするのが提案された。

なお、他の手続においては、送達のほかに、送付をすることも許容することにつき検討をしているため、部会では、他の手続との関係を考慮し、送付をすることも許容するのか検討すべきではないかとの指摘もあった。

また、中間試案に対する意見募集においては、中間試案に賛成する意見のほか、システム送達以外の場合において、和解が債務名義となる条項を含まないときについては、強制執行を予定した送達までは不要であるとして、送付で足りるものとするべきであるとの意見が出されている。

### 2 検討

これまでも、民事保全については、和解調書を送達する方向で検討されていたことや、民訴法が、債務名義となるかどうかにかかわらず和解調書を送達としていることからすると、和解調書が債務名義となるかどうかにかかわらず、民事保全の手続について、民訴法

第267条第2項を準用し（民保法第7条参照）、和解を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとするのが考えられる。

## 6 人事訴訟（和解調書等）

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(注) 現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現するものとする。

(説明)

### 1 これまでの部会における議論等

人事訴訟に関する手続においては、現行の人訴法下において、判決書は送達しなければならないとされているが（人訴法第29条、民訴法第255条第1項）、和解調書については送達をしなければならないとする規定はなく、和解調書を債務名義として強制執行をする場合（民訴法第29条）など送達が必要な場合は、実務上、当事者の送達申請によって送達が行われている。

中間試案の第8の5では、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを前提に、人事訴訟に関する手続における和解調書等につき、当事者からの送達申請によらずに送達しなければならないものとするのが提案された。

また、中間試案に対する意見募集においては、中間試案に賛成する意見のほか、システム送達以外の場合において、和解が債務名義となる条項を含まないときについては、強制執行を予定した送達までは不要であるとして、送付で足りるものとするべきであるとの意見が出されている。

### 2 検討

令和4年改正法により、民訴法において和解調書を職権によって送達するとされたのは、和解が訴訟終了効を有するものであるところ、同様に訴訟終了効を有する判決は送達されていること、また、債務名義となる和解調書は強制執行をするために送達が必要であることを考慮したものである。人事訴訟に関する手続には、特段の規定がない限り民訴法が適用されること、上記の令和4年改正法の考え方は、人事訴訟に関する手続にも妥当するものと考えられる。

また、民訴法が、債務名義となるかどうかにかかわらず和解調書を送達としていることからすると、和解調書が債務名義とならない場合があることは、和解調書を送付するので



足りるとすることに直結するものではないと考えられる。

以上を踏まえると、人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする考えられる。